

公示番号：160392

国名：インドネシア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：農業保険実施能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月中旬から2016年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.60M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
2日	18日	8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月29日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月12日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	13点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	13点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシア政府は、食料安全保障や農家の所得向上を政策上の優先課題の一つとして位置付けており、2013年7月に農民保護エンパワメント法が成立し、農業保険の導入及び農業保険導入に向けた政府支援が示された。国家中期開発計画

(RPJMN2015～2019)においても、災害や病害虫の発生による不作が生じた際に農業者の損失を補てんし再生産を確保するための農業保険の導入が明記されている。

こうした背景を踏まえ、技術協力プロジェクト「気候変動対策能力強化プロジェクト」により、国家開発計画庁(BAPPENAS)、農業省、財務省、気象気候地球物理庁(BMKG)の相互連携促進を通じ、農業保険の制度設計に係る支援、農業保険に係るロードマップ(2015年～2019年)の検討、東ジャワ州におけるパイロット事業が実施された。これらの成果をもとに、インドネシア政府により2015年には16州において拡大パイロット事業が実施され、2016年には22州における本格実施が継続中である。しかしながら、本格実施のためには政府および地方における実施体制の構築、保険制度としての定着、農業者に対する普及啓発、各種情報収集等、実施能力における課題も多く、これらの課題に対応するため、インドネシア政府より技術協力プロジェクトが要請された。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録(M/M)締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2016年7月中旬)
 - ① 要請背景及び内容を把握する。
 - ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
 - ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
 - ④ PDM案(和文・英文)、PO(Plan of Operation)案(和文・英文)、および事業事前評価表案(和文)の担当部分や関連部分を検討する。
 - ⑤ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2016年7月中旬～7月下旬)

- ①相手国関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ②他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。
 - (ア) インドネシアの中長期開発政策における農業保険事業の位置づけ、農業保険事業実施に係るロードマップ
 - (イ) インドネシア国における農業保険実施体制の確認と関係者分析 (関係組織・予算・人員体制、実施・モニタリング・評価における各機関の役割等)
 - (ウ) インドネシアにおける他ドナー (あれば) ・民間企業等の農業保険分野に係る動向
 - (エ) インドネシア国政府が現在実施中の農業保険事業における課題分析および人材育成に関するニーズの分析
 - (オ) プロジェクト実施に係るインドネシア側政府機関等の予算措置、実施体制
- ③調査結果及び関係機関等のコメントを踏まえたうえで、PDM、PO (和文・英文)、及びM/M案 (英文) とR/D案 (英文) の作成に協力する。
- ④評価5項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) (和文) の作成に協力する。
- ⑤現地調査結果の大使館等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年7月下旬～8月中旬)

- ①帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②事業事前評価表 (案) (和文) の作成に協力する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1) ～ (2) とし、電子データをもって提出することとする。

- (1) 事前評価表 (案) (和文)
- (2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICA より別途支給します。(見積書の航空賃及び日当・宿泊料欄には0円と記載下さい。)

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年7月13日～2016年7月30日を予定しています。

本業務従事者は、JICA職員等の調査団員帰国後も10日程度現地調査を継続することを予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 農業保険政策 (農林水産省)
- エ) 共済・農業保険 (農林水産省)
- オ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
必要に応じ、英語⇄インドネシア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員等の帰国後の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-8421) にて貸与します。

- ・ 要請書

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上